

○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和 56 年 3 月 20 日

条例第 6 号

改正 昭和 61 年 3 月 22 日条例第 1 号 平成元年 3 月 8 日条例第 2 号
平成 3 年 12 月 25 日条例第 3 号 平成 4 年 3 月 30 日条例第 6 号
平成 4 年 12 月 24 日条例第 8 号 平成 7 年 7 月 21 日条例第 4 号
平成 9 年 3 月 3 日条例第 2 号 平成 12 年 2 月 29 日条例第 1 号
平成 14 年 3 月 4 日条例第 8 号 平成 15 年 2 月 14 日条例第 3 号
平成 16 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号
平成 20 年 12 月 1 日条例第 4 号 平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号
平成 29 年 2 月 6 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。)第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「職員」という。)の給与の種類は給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第 3 条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるもの

とする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第 5 条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第 6 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第 7 条 職員に地域手当を支給する。

(住居手当)

第 8 条 職員に住居手当を支給する。

(通勤手当)

第 9 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自転車その他の用具を使用することを常例とする職員

(特殊勤務手当)

第 10 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮す

ることが適当でないと思えられるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第 11 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第 12 条 職員には、正規の勤務日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)にあたっては、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第 13 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第 14 条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は前 3 条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 14 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定により管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(以下「週休日等」という。)において勤務する場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 4 条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必用により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第 15 条 期末手当は、6 月及び 12 月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営

状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第 16 条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(給与の減額)

第 17 条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第 18 条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第 19 条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 6 条第 1 項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第 20 条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(特定の職員についての適用除外)

第 20 条の 2 第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第 6 条及び第 8 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理規程で定める。

附 則

この条例は、事業認可のあった日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 8 日条例第 2 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 12 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 24 日条例第 8 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 7 月 21 日条例第 4 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 3 月 3 日条例第 2 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 4 日条例第 8 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項及び第 20 条の 2 の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、

平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 2 月 14 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日条例第 1 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日条例第 4 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。